

四	三	二	一	条件	平成省令	○財務省告示第
發行方法	用振等替法項の適	の法律及の及びそ	發行根拠	名稱及び記	成等を十七年之と	第三十号八
					二十次七年と	年八
					二十七年と	年八
					三十号八	年八

百八十三号  
関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第十五条第一項の規定に基づき、  
利付国債の発行六日）に發行した利付  
國庫債券（十年）（第三百三十九回）  
特別会計に関する法律（平成十四年法律  
第二十一条）第十九回  
利付國庫債券（十年）（第三百三十九回）  
特別会計に関する法律（平成十四年法律  
第二十一条）第十九回  
財務大臣 麻生 太郎  
月八日

## 五

イ

方 募

ハ 口 イ

## 六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国札非  
 札格行札格第参市及入価・別債発競  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市行争  
 行争額行争非者特国発競I加場入

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

額 面金額で二兆千九百十九億円

込募各割各当も各  
 み限國り申ての申  
 の度債當込るか込  
 応額市てみ。らみ  
 募の場るのその  
 額範特。応のう  
 を囲別募応ち  
 割内參額募応  
 りに加を額募  
 当お者案を価  
 ていご分順格  
 るてとに次の  
 。各のよ割高  
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場  
 入場も加、た価格國定特  
 札特の者財後格競債め別  
 発別にご務に競争市る參  
 行參よと大行參入札特の者  
 「加るに臣わされ札發別にご  
 と者發応がれ札發別にご  
 い・行募各の行參よと  
 う第へ限國募と行參よとに  
 。Ⅱ以度債入札の者發応  
 非下額市札のう・行募  
 価一を場で決。第へ限  
 格國定特あ定。I以度  
 競債め別つを及非下額

八

七

二

八 口 イ

二

八 口

額 最

払

低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 返 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非
額 入 価 ・ 別 債 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 金 入 価 ・ 別 債 入 価 ・ 别 債 発 競
面 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 行 争 發 競 金 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 行 争
金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 入 行 争 額 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 入

五 万 円	三 千 四 百 六 十 七 億 円	二 千 四 八 十 八 億 四 百 六 十 七 億 円	二 七 二 千 九 百 九 億 八 千 五 百 二 十	額 面 金 額 で 三 千 四 百 六 十 七 億 円	額 面 金 額 で 二 千 四 十 八 億 六 百 万 円
-------	-------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------

十  
三  
二

十  
口  
イ  
一

の経利入価・別債行争非者特国札非  
払過札格第参市及入価・別債発競  
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争  
み子率行争非者特国発競I加場、入

入価發  
札格行行  
發競価  
行争格日

九  
振  
替  
単  
位

(二) (一) 年

も係  
のる  
と所  
し得  
て税  
振が  
替源  
口泉  
座微  
簿収  
中さ  
のれ  
口る

發行時におい  
て、  
に、  
によ  
て規  
す定  
するす  
。るしに  
期た加  
日金えを  
に額、受  
払を次  
い第のた  
込二算者

式は募  
号に、入  
のによ払  
と規り込  
す定算金  
るす出額  
。るしに通  
期た加知  
日金えを  
に額、受  
払を次  
い第のた  
込二算者

○  
・  
四  
決バ  
定一  
のセ  
ン  
ト  
を  
受  
け  
た  
者

額面金額の総額 × 0.4  
100 × 365

額格十額  
面六面  
金錢金  
額以額  
百圓上百  
円額百圓  
にそに  
につれつ  
きぞきぞ  
百圓九  
円九  
九  
価九

平す額の振  
成るの記替  
。整載法  
数又の規  
は規定  
の記定  
金録に  
額はよ  
に、る  
日最振  
る低替  
も額口  
の面座  
と金簿

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期に属する利子を支払う。以前六月間に属す利息は、その日以前の利息を支払う。  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
平成三十七年六月二十日  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十七年八月六日